

# 産業建設常任委員会会議録

[平成23年 9月22日開催]

南あわじ市議会

# 産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年 9月22日  
午前11時30分 開会  
午後 2時03分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員	長	廣 内 孝 次
副 委 員	長	原 口 育 大
委 員	員	印 部 久 信
委 員	員	砂 田 杲 洋
委 員	員	長 船 吉 博
委 員	員	森 上 祐 治
議 長	長	阿 部 計 一

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局	長	高 川 欣 士
次	長	阿 閉 裕 美
課	長	垣 光 弘
書	記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

市	長	中 田 勝 久
副 市	長	川 野 四 朗
産 業 振 興 部	長	水 田 泰 善
農 業 振 興 部	長	奥 野 満 也
都 市 整 備 部	長	山 田 充
下 水 道 部	長	道 上 光 明
産 業 振 興 部 次 長		興 津 良 祐

農業振興部次長	神田拓治
都市整備部次長	山崎昌広
下水道部次長	松下修久
産業振興部商工観光課長	阿部員久
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	早川益弘
農業振興部農林振興課長	松本安民
農業振興部農地整備課長	大瀬久治
農業振興部地籍調査課長	和田昌次
農業振興部農業共済課長	宮崎須三
都市整備部管理課長	和田幸二
都市整備部建設課長	赤松啓利
都市整備部都市計画課長	森本晴己
下水道部企業経営課長	江本谷雅信
下水道部下水道課長	小喜田展弘
下水道部下水道加入 促進課長	喜田展弘
次長兼農業委員会 事務局次長	竹内秀次
国民宿舎支配人	北川満夫

## II. 会議に付した事件

1. 委託案件	4
(1) 議案第56号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について	5
(2) 議案第58号 福良地区市営住宅新築工事請負契約の締結について	8
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	21
3. その他	21

## III. 会議録

# 産業建設常任委員会

平成23年 9月22日(木)

(開会 午前 11時30分)

(閉会 午後 2時03分)

○廣内孝次委員長 皆さん、こんにちは。

　　せんだっての秋雨前線並びに台風15号の影響で浸水被害、がけ崩れ等、あちこちで出ましたことも、この場をかりましてお見舞い申し上げたいと思います。農作物に関しましても大分被害が出たようでありますけれども、幸いにも人的被害を聞いておりませんので、幸いであつたんじゃないかならうかと思ひます。この件に関しましてはまた執行部のほうで少し説明をお願いしたいと思ひます。

　　それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

　　それでは、執行部ごあいさつよろしくお祈りいたします。

　　副市長。

○副市長(川野四朗) 議員の皆様方、おはようございます。

　　きょうは付託案件の審査と言うことでございますが、よろしくお祈りを申し上げたいと思ひます。

　　先ほど、委員長のほうからもお話がありましたように、9月19日深夜からの大雨によりまして、南あわじ市でも24時間雨量で400ミリにもう少しで達するというような豪雨でもございました。そういうものの対応で非常に我々といたしましても早朝から職員を動員いたしまして、その体制を組んだわけでございますが、三原川が非常に水位が上がってまいりまして、警戒水位を間もなく突破するというふうなところまで来ておりました。非常に緊張を持って我々も対応しておたわけでございますが、とりあえずは避難準備情報を出して、三原川流域の皆さん方にはお知らせをしたところでございます。10時30分になって、2メートル55センチくらいの水位に達しまして、同じ地域に避難勧告を出させていただきました。南あわじ市が始まって以来、避難勧告を出したわけでございますが、それもまたかなり多くの皆さん方への勧告でもございましたので、私ども災害対策本部といたしましては非常に緊張を持って対応をしたところでございます。

　　ただ残念なのは、その勧告に従って避難していただいた方々が非常に少なかったということで、私どもがかなりの箇所を確保しておたんですが、そこには集まっただけなかったということが非常に残念であります。これからももっともつとつとそういうものを市民の皆様方と災害対策本部とが連携をとらないと、こちらのほうから一方的に勧告を出してみてもそれに従っていただけないということでは災害対策としては成り立たないかなという思いもいたしましたので、これからそういうものも検証していきたいと思っております。

それからもう1つ大きく被害を受けたのがケーブルテレビ、特に丸山地域、灘、沼島地域ではケーブルテレビのケーブルを添架しておりました電柱が崩落によって被害を受けて、それが切断されたということで、その3つの地域の方々にはテレビもこちらの情報も伝わらないという状況が続きました。そこで我々といたしましては、自治会長さんに直接電話をかけて状況を報告するというふうなこともやらせていただきましたし、宣伝カーを出して情報を伝えるという場面もございました。幸いにして昨日から復旧に努めてまいりまして、昨日灘、沼島は復旧いたしました。丸山地域もきょうの未明には回復をいたしました。ただ、丸山地域の6軒につきましては原因が不明なんです線が切断しておるのか、通じてない所もありまして、きょう朝からその原因と復旧に努めておるところでございます。

我々が一番頼りにしておりました災害情報を流すケーブルに支障を来すということで、これも考えつかなかったようなことでございますので、これにつきましても検証をしなければいけないなと思っております。先ほど委員長さんのほうからもありましたように、人的な被害のなかったのが幸いでございますが、住家で床上の浸水が2軒、それから床下浸水が19軒というところでございます。市長きょう欠席をさせていただいておりますが、床上浸水の被害を受けられた方々に現在お見舞いに行っておりますので欠席をさせていただいております。

また、この災害対応につきましましては皆さん方にも逐一、議会事務局のほうからも報告をさせていただいておりますのでお気づきの点ありましたら、委員会等で御指摘をいただければ私も検証しながらこれからの改善に努めて大きな災害に遭った時の対応にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

きょうの未明の5時に災害警戒本部も解散をいたしましたので、今のところは災害対応は終わっております。あとは被害調査を各部で今やっておりますので、まとも次第皆さん方にもお伝えをしたいと思っております。以上です。

#### (1) 議案第56号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

○廣内孝次委員長            ありがとうございました。

それでは、ただいまから第39回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。異議がございませんので提案理由の説明は省略します。

まず議案第56号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員           この条例の一部を改正するという事なんですが、主たる改正点は何ですか。

○廣内孝次委員長           農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）           家畜伝染病予防法の改正でございますが、家畜伝染病の口蹄疫と牛疫、牛肺疫と豚コレラ、アフリカ豚コレラの患畜についての分の評価額の3分の2と口蹄疫、牛疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラによる疑似患畜についての評価額の5分の1を、家畜共済の共済金として交付するようになっておりましたが、今回、改正によりまして国が家畜共済の共済金を払う分を、特別手当金として交付されることになりました。その結果、家畜及び疑似患畜のこれらの家畜伝染病については、国が出す通常の手当金と合わせて評価額全額を交付することになったということです。

○廣内孝次委員長           印部委員。

○印部久信委員           これは以前も質疑したと思うんですが、こういう疾病に対しての共済はいわゆる共済掛金の中の甲乙丙という掛金の種類があつて、甲掛金、乙掛金、丙掛金というので共済掛金が分類されとつて、その丙掛金というものを積み立てをしといて、こういう状況のときに支払いするというのが今までの制度であつたと思うんですが、これによって今度は丙掛金ちゅうのは残るんですか、あるんですか、どっちですか。

○廣内孝次委員長           農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）           丙については技術料ということで連合会10割ということになっております。

○廣内孝次委員長           印部委員。

○印部久信委員           ということは丙掛金はそのまま残るということですね。

○農業共済課長（宮崎須次）           そうです。

○廣内孝次委員長           印部委員。

○印部久信委員       そして課長、昨年宮崎で口蹄疫が発生したんですが、その時は共済でなしに特例で国が支払ったと思うんですね。牛、乳牛、和牛、豚で29万3,000頭だったと思うんですが殺処分したんですが、結局、国から補償金は何ぼ出たんですか。

○廣内孝次委員長       農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）       支払い件数ではございますが、ワクチンの接種分と疑似患畜分を合わせて1,379件ございまして、その支だし額なんですけどもワクチンの接種分が約240億円、疑似患畜分といたしまして約288億円、合計で約528億円を支出しておるといふことでございます。

○廣内孝次委員長       印部委員。

○印部久信委員       それと新たに畜産を再建する場合に、再建のいわゆる応援金ちゅうんですかね、そういうお金も出たと思うんですが、どんなような出方をしていますか。

○廣内孝次委員長       農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）       こちらの調べていることでの答弁をさせていただきますが、使用期間に応じた1日当たり560円を加算とかそういう形で、調べた状態ではそういうことになっております。

○廣内孝次委員長       印部委員。

○印部久信委員       いやいや、一たんこういうことでのいわゆる酪農畜産が全頭殺処分ではなくなったと、新たに畜産を始める場合について新規に牛を導入する場合に何か支援金ちゅうんかな、そういう形で出たようにも聞いとんねんけど、それは1頭当たりとかそういう形で出たんかな、その辺、何か数字を持っていますか。

○廣内孝次委員長       農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）       その件でございますけども、こちらで持っている資料では優遇措置が数千万円ということですよ。

○印部久信委員 はい、はい。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思っておりますので、挙手の上よろしく申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意見がございませんので討議を終結します。

これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第56号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(2) 議案第58号 福良地区市営住宅新築工事請負契約の締結について

○廣内孝次委員長 次に、議案第58号 福良地区市営住宅新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 この前の本会議での質疑を踏まえて2、3質問させていただきます。まず入居条件ということについてなんですけども、新築工事概要書に書かれているとおり耐震性に問題のある福良地区6団地の55世帯の住宅について集約建てかえを2年間で行うんだというようなことを書かれています。この前の本会議での質疑の中でも、現在、福良地区の住宅で何世帯が入っているのかと、もうひとつつかんでないというような答弁であったと思いますが、その後具体的にわかりますか。

○廣内孝次委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） 福良の住宅につきましては全体で管理戸数72戸、そのうち入居戸数のほう55入ってます。それで入居率76.4%、また市営住宅の全体に関しましては管理戸数が803戸、入居戸数のほう703、入居率87.5となっております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この前の質問とも関連するんですけども、この集約建てかえの意味ですよね、前提条件として現在入居している方たちが優先的に入居できて、新しい所あるいは新規に新しい40戸の住宅ができたときに新しく申し込んでも同等に入れるんかと、その辺はどのように考えたらいいんでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） この建てかえ事業ですけども、平成21年3月に策定をさせていただいております住宅マスタープランに基づきまして計画をしているものでございまして、御案内のとおり、マスタープランにおきましては10年後の公営住宅、いわゆる市営住宅のあり方について取りまとめを行っております。建てかえの対象住宅をしておりますのは住宅の耐用年数が過ぎたもの、これについて建てかえの検討をマスタープランの中で行いまして、木造住宅と昭和40年以前に建築をされました簡易耐火住宅、これをまず建てかえをしていこうということで計画をしております。その中で耐震性であったり、また老朽度の観点から早急の整備を要する22団地161戸を集約しまして、4つの団地100戸の建てかえ団地として再編をしようと、こういうことを決めたのが住宅マスタープランでございます。

その中で特に耐震性に問題があるとされております福良の漁民住宅の中耐、5階建てのほうなんですけれども、これが耐震性に問題があるということで整備をまず早急に必要であるということで、この団地がございまして福良地区の、先ほど言いました木造住宅であったり40年以前に建てられました簡易耐火住宅を集約をしまして建てかえ事業を行うということで、ただいま計画をしてるところでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この前の質疑を聞いておりましたら55世帯で云々と対象になってて、

同僚議員の質問の中でも実際建てかえ40戸やということで現在入居している数のほうが多いのではないかと。だから希望している人が入れない可能性もあるのではないかとという質問がございましたけれども、その辺は心配ございませんか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 建てかえ計画の100戸というのはマスタープランの中で10年後の人口等を見ていった中で計画をしているものでございまして、それに合わせて今、建てかえ計画をしております。

議員が御質問のとおり、55世帯に対して40戸の住宅でございますので当然引き算をしますとすべて入れても15戸余るといふ計算になります。ただ、建てかえの中で家賃とかいろいろな条件の中でこれから住みかえをいただく方の調整を図っていくわけなんですけども、余られた方につきましては家賃等、安価なそれなりの住宅の、今ある住宅に住みかえをいただくとか、また6団地のうちどこかである程度再整備をし直して集約してそこにお住みいただくとか、そういう調整を今後は図っていく必要があると考えております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その上で意向調査を実施されたと、この前言われてました。現にもうされてると思うんですけども具体的にどんなことを、次に移る意向があるかどうかというのはようわからんです。私も調べてないのでわからんですけども、端的に言ったらどんな意向を調査されたんでしょう。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） もちろん老朽している住宅の建てかえについてなんですけども、今お住まいの住宅についてどのような感じをお持ちであるとか、今度住みかえいただくには家賃が幾らまでやったらいけるとか、地域を全然離れた所に住んでもいいとかそういうような内容の調査でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その今、家賃云々というのはおっしゃってましたけども、この家賃について段階的に進めていく意向であるというような答弁がございましたけども、この段階的にというのは何か現在の段階で腹案みたいなのはあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） これは本市だけと言いますか、公営住宅法また本市の市営住宅条例の中でうたっておるんですけども、段階的って申しますのは私、以前5年間と申したんですが、5年間だけ特例的に家賃を減額できる制度でございまして、公営住宅法の中に実際には今の家賃が例えば5,000円が2万円になるとしますと、間が1万5,000円ございますよね。その1万5,000円をまず最初の年は6分の5減額できるということで6分の1になるということです。1万5,000円を6分の1かけてそれに5,000足すと。実際に金額でいきますと7,500円になると。翌年には6分の2、その次は6分の3、ということで6年目に1万5,000円が正規に上乘せされまして2万円の価格になるという制度でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺は配慮されてるというのはようわかったんですけども、この前も極端に言うところという質問がありましたよね。例えば2,000円なり3,000円なりの家賃の人が2万何ぼも急に払われへんというようなことに対して、そういう配慮をされてるということがわかったんですけども、そういう配慮されてる中で現在入居されてる方の中で経済的に入れないのと違うかというような心配をされている人たちはいるんでしょうか。その辺、どういう見通しを持っていますか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 入れない方と言いますか、これから改めて当然今こういった住宅を建設する家賃がある程度定まってまいりましたので、それに基づきまして改めて詳細な説明を申し上げて、その辺も調整を図っていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もう一つ避難路について質問させていただきたいと思います。

この避難路については新しい住宅の入居者だけじゃなしに、さくら苑に入所されてる方も当然大いに関係あると思うんですけども、2階に通路をつくって、それから高台に逃げるということで、高台へ逃げる避難路を整備するというのは、これはもう、だれが見ても必要なことだと思うんですよね。これも住民の方と相談して云々、関係者と相談してという

答弁がありましたけども、これは当然、その上の県道うずしおラインまでかちっとした避難路をつくるというのは当然のことやろうし、行政の責任であると思うんですけども、その辺いかがですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） この住宅自体につきましては当然計画したときにいわゆる市の防災計画におきまして、津波の浸水想定区域ということでピロティー方式にするという計画を持ってたんですけども、3.11に発生した震災等におきまして計画を見直しまして先ほど委員が御指摘の通路橋、歩道橋、避難路の整備を合わせて考えていこうということで今調整中でございます。

当然、住宅から今考えておりますのは、隣のさくら苑の所まで通路橋をこの事業の中で考えていきたいなと思っております。ただ、それから今おっしゃっているうずしおラインのほうについても、当然スムーズな避難ができるように配慮をしていくべきと思っております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もう1点、その住宅から2階に部分にさくら苑のほうに通路を設けるという計画になってると思うんですけど、この辺については場合によったら必要でないんじゃないかというようなニュアンスの質問もあったように思うんですけども、この辺の必要性についてもう一度お伺いさせていただきます。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） まず先ほども触れたんですけども、この福良地域については津波の浸水想定地域であるということがあります。それでもって津波につきましては先ほど申しましたとおり、この3.11の津波の状況を見ますと、唯一の方法としましては高台へ避難されると、これが最善唯一の方法であると思っております。そんな中で住宅の入居者また、この周辺の地域の方がスムーズに高台に逃げさせていただくための避難路の1つとしてこの住宅の2階部からすぐ高台のほうにございますさくら苑のほうにつなげていく避難路を設けていくのが最善であるのではないかと考えて今、計画調整中でございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　私は今の課長の答弁以外こういう6階建て、2階から上の住宅に住んでる方にとってはいろんな方がいるわけです。例えば車いすで生活されてる方もいるし、非常に足の不自由な方もいる、そんな方については1階はピロティー方式ということで2階からの住宅と。2階から5階の人はやはり上の高台に逃げないかん。そのときに、やはり2階部分はさっき言ったような車いすの方とか足の不自由な方を優先して入っていただくと。計画を見とったら8戸か入れるわけですからね、2階の部分は。だから、その方たちを優先して入所できるような配慮をして、上の階の人は独力で逃げられる人のような形でされたらいいのではないかと。だから当然、こういう2階の部分の通路っていうのは、これは入居者にとっては絶対必要なもんやと思いますんで、かっちりしたもんをつくっていただきたいという要望をして質問を終わりたいと思います。

○廣内孝次委員長　　ほかに質疑ございますか。  
長船委員。

○長船吉博委員　　この住宅なんですけども、耐震性等において設計されておると思うんですけども、大体震度どのぐらいまで耐震構造になっとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）　　耐震性のお話なんですけども、これは現在の建築基準法に基づく設計ということで現在の耐震基準に見合うというものでございます。この現在の耐震基準と言いますのはRC、鉄筋コンクリートづくりの建物でいいますと、IS値いわゆる構造耐震指標というものであらわせるものでございます。これが0.6以上であれば倒壊または崩壊する危険性が低いという話で耐震性があるというお話になるんですけども、この数値を具体的に申しますと建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修法の告示で言いますと震度6強から7程度の規模の地震に対して0.6以上あれば倒壊の可能性が低いというような格好になります。これに見合う基準で設計をされてるいうことでございます。

○廣内孝次委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　今、課長がずっと言われるように、この地域は津波が心配されるということにおいて、東日本の津波を見たら建ってる鉄筋の建物もあれば崩壊してる部分もある、そんなことも考えた中で設計士さんとこの津波に遭ったときにこの建物がたつとるかどうかというふうなそこらどうなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 総務省のほうで今新聞等でいろいろ報じられていますけども、津波避難ビルっていう考え方があるんですけども、この中で建物の津波に対する、当然津波避難ビルですから倒れたらいけませんので、そういう中で1つの手法としてピロティー方式、これは津波に対する影響力を緩和するということで有効であると考えられていますので、そういう対応をしますその辺についても十分考慮されたものであると感じております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで課長、この外観図を見ますと屋上が避難所になるのではないかなと思うんですけど、これは屋上がないんですよ。ここら屋上に避難をとということを考えなかったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 屋上に避難をというところまであれですけども、いわゆる高さ的には2階部が先ほど申しました5.6以上ありまして、3階部についてはTPでいいますと11.6、福良小学校のグラウンドの高さと同じくらいの高さになりまして、それについては一時避難というのは可能でないかなと考えてます。

さっき言いました、屋上についてはかわら屋根を使っていますので避難スペースはないんですけども、通路であったり共有スペースはございます。そういう所へも避難というのは可能でないかなと考えております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 でも、一番屋上に避難すると今度救助するときとか、物資を運ぶときとか非常に利便性がいいんですよ。通路におったって津波って第五波、六波、七波が来るんですよ。東日本を見てもろたらようわかると思うんですけども何日間も水なし、食糧なしとか、そういう状況が起こり得る可能性が非常に高いんですよ。ですから仮に通路で逃げる人もおりゃ、いや、うちは大丈夫や言う人もおるかもわかりません。やっぱり僕としては屋上にそういうスペースがあればなという残念な思いをするんですけど、もう入札もしておりますけども、思いつきかどうか知りませんが2階から橋をかけてそこ

からさくら苑のほうへ逃げるといことなんだろうけども、この住宅は住宅として設計されておる、もともと橋をかけるためにそういうふうな設計はされてないはずなんです。そこへ持ってきて橋をかけるっていうには住宅の構造、設計上大丈夫なんですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 議員に御指摘のとおり、まず私どもは3.11の地震がある前に住宅の建設計画を始めてまして住宅単独でまず設計をしています。その後で当然3.11の震災が起こりまして、その後やはり津波等に対して改めて考えなければならないということで避難道路、避難歩道橋の検討をしまいでございますので、橋自体単独で耐震にも対応できる構造ということで、ただいま考えております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 結構な距離、25メートルか何ぼか言ってましたけれども、その橋の幅がどのくらいあるのか、要は震災が起きてその橋へ一遍に人が集まってくる、まして震災のときだから貴重品なり物を何か持つとると思うんですね。そんなときにパニックになる状況を考えて十分そこへ通れるかどうか、そういうようなことも想定されました。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 先ほど森上委員からのお話にもありましたとおり足の悪い方、例えば車いすとか、例えばですけどリヤカーみたいなもんが十分通れる幅ということで有効幅員で2メートル10の幅を考えております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それと、その橋の契約にはその分がないですよ。当然、補正して追加工事かするんだと思うんですけども、費用としてどのくらい見込んどるんですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） これから発注していくものですので余り具体的な費用等はあれなんですけども、今思ってますのは1,000万くらい。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ある程度の費用が要りますから、ほんとにそれだけかけて、この後さくら苑からバイパスへ抜ける道をつくる、考えるというふうなことを言ってますよね。さくら苑からあのバイパスへ上がるんなら相当な高低差があるのを理解してますよね。そして、それにもかなりのお金がかかってくると思うんですよ。ほんとにそういうふうなことが可能なのかどうか、財政的によ。今この南あわじ市の財政状況もかんがみ中ですよ、そんなんほんとに必要なのかどうか、僕はちょっと疑問に思うんですけどもその避難道、本会議場でも一般質問ありましたけども、費用的な問題とそれと津波が発生から40分から50分という時間帯がある、そこへ持ってきてこれだけの高い所であれば5階、6階へ避難したほうがいいのか、そんなんも考えて、いやまた一たん下へ出てバイパスへ徒歩で歩く、ほとんど車で逃げる人は多いと思うんですけども、これは絶対車で逃げたらいかんことなんです。これ今後の防災のほうから市民に徹底せないかんことやけども、歩いて逃げてもらおうと。十分それで可能なのかどうか僕ら、思うんですよ。橋の金額、それからさくら苑からバイパスへ避難道をつくる、かなりの高低差があるのをどない解消するか、今言う車いすの方なんかその勾配、高低差をどないして避難させるのか、そこらまで考えておられるのかどうかお聞きしたいんです。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 実際にはあれだけの高低差を距離と高さがございまして、ただ、その高さにこのどんだけの短い距離を結びますと当然勾配が出てきますよね。それを今の勾配ではうずしおラインまで直接つけるような道路ちゅうのは勾配的に難しいと思います。ただ、スムーズな利用をうずしおラインに通じる市道がございまして、坂道がございまして。そこへの連結をスムーズにするのが、避難が今後スムーズに行くようになるのかなと、そのように思っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんなら、この下からずっと行くのも一緒じゃないですか。この住宅の下からずっとバイパスに上がる道、県営の前通って上がる道、さくら苑もそうでしょう。さくら苑も一たん下までおりらないかんでしょう。さくら苑も一たん下までおりてそれからあのうえ上がる道に行くんでしょ。だったら別に橋かける必要ないん違います。一緒のような形で向こうに行くんなら、その道に持っていくんなら。

○廣内孝次委員長          都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）          ですから、今のさくら苑の入り口の関係を改善する必要があるのかなと思います。

○廣内孝次委員長          長船委員。

ちょっと休憩を挟んでそれからでもよろしいですか。

それでは昼食のため休憩いたします。再開は1時といたします。よろしくをお願いします。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時00分）

○廣内孝次委員長          それでは再開いたします。  
長船委員。

○長船吉博委員          この住宅ができる、そして今、駐車場60台と57台かな、駐車スペース、合計で117台。違うの、これは自転車か。車は60台だけか。当然これだけたくさんな車がふえる、僕はこの40軒で60台では少ないなと思うんですけども、この周辺にまた違法駐車かふえるのではないかなという危惧もされるんです。副市長はよく知っとうと思うんですけども、福良の中では不法駐車が非常に多い所なんですね。そんな中で今その県営の前ずっと平らな道をつけて上へ逃げますというふうなことを言ってますけども、実際地震が起き津波が来る、そういうときに高齢者の方、車いすの方、その方々が徒歩であの急な坂を上っていけるのか、そういう心配もするんですよ。果たしてこの橋が必要なかどうか、僕としてはそれだけの経費をかけてするんなら、もっと今回の台風の災害、かなりの被害をこうむっているそういう所にも資金を回してあげればいいのかないかなという思いもするんです。ですから、この避難橋が本当に必要なのかどうかっていうのが私の思いなんです。

当然、市民は実際起きたら歩いて逃げよ、歩いて逃げよ言うても車で逃げる。そらあんな急な所で慌てて事故とかなんとか言うてやったら、今度は車が障害物になって徒歩で逃げられないようなことも起こり得る可能性があるんですよ。実際、奥尻島ではそういうことが起きておるんです、車で逃げて途中で後ろ追突して、そこでもさっさもいかんようになってまた下から逃げてきとる人も犠牲になったというのが現実なんですよ。ですから、できる限り僕としてはこの住宅に屋上にでもスペースがあればよかったなという思いがするんですけども、この避難橋のあり方についてはもう一度検討すべきではない

かなと思っております。以上です。

○廣内孝次委員長           ほかに何か。

砂田委員。

○砂田杲洋委員           先ほどから市営住宅の避難連絡橋について反対の意見を聞いておりますが、私も実はこれ、ほんまに効果があるんかなと、住宅は震度6強、7までぐらいは耐えられると、津波対策もできておるといことで福良地区は津波の想定高5.6やったかな、5.6、それやったら3階以上に逃げたら一番、連絡橋を使うよりも安全で費用もかからんと、一番ええと思うんやけど周辺住民の避難道も兼ねるといことやけども、周辺住民が大体どれくらいがその連絡橋を使って避難する想定をしとりますか。

○廣内孝次委員長           都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）       人数としてはまだ把握はしてないんですけども実際今、自治会としては浜町、それと隣の仁尾ですか、あちらのほうの地域の方が対応できるのかなと思っております。

○廣内孝次委員長           砂田委員。

○砂田杲洋委員           あそこから二十数メートルでさくら苑に行って、さくら苑からまたあの急勾配を逃げるということで大体若い人でもかなり大変やと思うよ。高齢者の人はなかなか逃げにくいということもあるし、効果的にそんな効果あるんかなと思うんやけどね。もう3階以上にとにかく逃げたほうが一番安全で逃げやすいと思います。

それと屋上、先ほども長船委員が言うもったけども、かわらをふくのでスペースがあんまりないといことやけど、いっそ屋上はヘリポートでもつくったほうがよっぽど効果あって役に立つと思うんやけど、そんな考えはありませんか。

○廣内孝次委員長           都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利）       現在のところは持っておりません。また仮にヘリポートを設置するとなると今設計をします構造自体に再度どのような変更が要るのかというのが把握し切れてないんですけども、その辺も検討していかなくてはならないのかなと思います。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 まあ一遍検討してください。それとその避難連絡橋は私は無駄なことやと思うんで、一応反対表明しといて終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに何か質疑ありますか。ないですか。

質疑がございませんので質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思っておりますので、挙手の上よろしくお願ひします。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先ほども言いましたけども、この地域はかわらが地場産業であり、かわらをふくにはええにはええんやけども、本当に屋上の半分ぐらいは避難所的なものにすべきではないかと、そこであつたら上から物資でもヘリコプターで落としてもらえり別にヘリポートなくても十分いけるし、そんな中でさくら苑から上へスムーズに行けるよなだつたら僕らええんやけども、どうもスムーズに行けそうにも思えへんし、それと災害時というのは、人それぞれ平常心でないわけよね。そのときに2.5の通路の所でパニックなり何なり起きへんかという心配、それとふだんとき、その通路をどないして管理していくのか、入らんようにとかどんなふう管理していくのか、いざなつたときにすぐに開けたり簡単にできるんか、あんまり簡単にでき過ぎたらふだん子供遊び場になり得ることもあるし、そんなこと考えよつたらそれをつくることによって子供たちに対しての危険度とかが上がつても来るだろうし、そのもろもろ経費の面においても本当に必要なのか、いや、もっとほかに市民がしてほしい部分がある、そっちのほうにも回してあげられるん違ふかなという思いもあります。そういうとこです。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大副委員長 私もいろいろ質疑を聞いてまして、避難の橋というのは余り必要ないような感じをしました。今回の案とは直接関係ないんですけどももう一度、一から考えてほしいなと思ひました。

あとは周辺の人垂直避難、結局上まで逃げるんやけどもそのビルに逃げてちょっとでも高い所へと思つた人が逃げられるような環境づくりから言うと、やっぱり屋上にも避難する場所があつたほうがいいのかと感じました。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、避難橋のことで必要ないのではないかというような意見が出てますけども、あそこの2階以上のまず住民のことを考えた場合に、ふだんはエレベーターがありますから1階から2階へとエレベーターで1階へもおりるねんけども、地震特に大津波の場合は高台へ逃げないかと、とにかく住民が一番効率よく逃げるルートとしてはやはりさくら苑のほうに渡ってそれから高台に逃げていくと。きょうの質問の中でも述べましたように5階のうちの1階、一番低い階の人たちには車いすとか足の不自由な方も多分入られる可能性も多分にあるということからしたら、彼らが逃げるルートを確保するというのが設計段階でまず必要じゃないかなと思いますので、あの橋は必要であると。

ヘリポートについてはヘリポートをつくる設置条件というのがいろいろあろうと思いますね。あそこは果たして可能なんかどうかというようなことも考えられますし、今答弁でおっしゃってましたようにヘリポートを半分つくるとなると設計段階からまた考え直す必要があるということがございますので、その辺私はいかがなもんかなと思います。以上です。

○原口育大副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 私も長船委員の意見に賛成です。避難橋をつくったとしてもそれだけの値打ちがあるか言うたらあんまりないように思います。それよりもさくら苑へ上がるスロープ、さくら苑からうずしおにかけてのスロープ等検討すればどうにかなるんじゃないかというような考えがあります。

それとヘリポートの話が出ましたけども、やはりヘリポートあってもいいんじゃないかと思います。その場合でしたら駐車場のの上につくるような格好も検討できるんじゃないかと思いますんで、そこらも十分考慮されてやっていただきたいと思います。以上です。

○廣内孝次委員長 ほかに何か。ございません。

それでは、意見がございませんので討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第58号 福良地区市営住宅新築工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。お諮りいたします。9月27日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。それでは、委員長に一任という声がありますのでそのようにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出してよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、議長に申し出することとします。

## 3. その他

○廣内孝次委員長 次に、その他に入ります。その他、何かございますか。  
印部委員。

○印部久信委員 例の指定管理の使用料についてまず聞きたいと思うんですが、決算委員会で冒頭、小林監査委員に説明を求めたわけですが、そのときに市から監査委員に説明があったと小林委員が3点ほど言ったと思うんですが、そのことについてもうちょっと詳細に小林監査委員に市のほうから説明したことについて、詳細にもう一度説明いただけますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 監査につきましては、その時点では返済計画をいただきまして約定書をとっておると、8月末までに収納いただけますよう努力してるところでございますという説明をいたしました。

○印部久信委員 そんだけですか、3点くらい言いよったように思ったけどな。いわゆる市から監査委員に説明したことについて小林委員は3点ぐらいについて説明しよったんやけど、その3点をもうちょっと詳細に説明してくださいと言ひよんの。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず先ほど言いました支払いの約定書でございますが、1点目が22年度の未納額について1,738万8,006円あるわけでございますが、そのうち1,281万円を8月末までに支払うというのがまず1点でございます。

それと、この約定書の2点目でございますが、22年度の未納金の残金457万8,006円これにつきましては24年1月31日までに支払いますという内容の約定書をいただいております。

3点と言いますと、先ほど説明したのは22年度の過年度の未納額でございますが、本年度分につきましては現在のところまだ警告しておりませんが、これも数回に分けて入れていただくほうがいいんじゃないかという話をいただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 その説明だけで詳細にわからんですけど、とにかく約定書っちゅうのは一体何ですか。この約定書というのは何の効果あんの、これは、この約定書っちゅうのは。市に対して約定書を出しとんのでしょ。我々が聞いとんは8月の末までに22年度分の残金を3等分したうちの六百数十万円、それが23年度分の2カ月、3カ月に分割で払うということ、年間にして1,800万円程度であるならば月150万円や。2カ月に一遍は300万円と、3カ月に一遍だったら450万円というようになるわけですが、この8月の末までに返済計画の約定書というものが仮に出とんのであったら、その約定書っちゅうは履行されとんの。履行されてへんのやったらこの約定書やっというの一体何だこりゃ。これを聞きよる。書いて出すんなら何ぼでも出せる。履行されてなかったら約定書もくそもないんちゃうの。そこらを聞いておるんですよ。どんな状況になつとんのかということと。約定書の意味なさんねえか、これ。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 約定書というその効果ですけども、これは約束手形まではいきませんが、その辺に値するものと我々は思っております。その約定書でございますが、まず会社の代表取締役の印鑑、それから連帯保証人として社長の個人の印鑑、印鑑証明なりとって約定書を取りつけております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員        ですから、その約定書に書かれとることが8月31日には履行された  
んですかということを知りたい。

○廣内孝次委員長        商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）        先ほどはその約定書の内容を説明させていただきました  
が、そのうち行われたことにつきましては8月31日に、そのうちの274万8,982  
円入金されております。その後、9月2日に400万入金されて674万8,982  
円の入金が確認されておりますが、その後残りの額についてはまだ入っていないと思いま  
す。

○廣内孝次委員長        印部委員。

○印部久信委員        ですから課長、難しいこと言わずに、約定書は履行されてますかとい  
う、履行されてないんだろ。

○廣内孝次委員長        商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）        そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長        印部委員。

○印部久信委員        そしたらよ、そのとおりでございますと言うならばよ、履行されてな  
かったらこの約定書には連帯保証人からもろもろついとんのでしょ、その人らに対してど  
ういうことを市はやっとるんですか言うとるんです。履行されてなかったら履行してもら  
うようにせんといかんの違うの。約定書は出てます、履行されてません、あと傍観しとん  
のですか言うねん。連帯保証人とか何かついとんのやったらそこへどんなような働きかけ  
をそしたらしとるんですか言いよるんよ。してなかったらこれ、何の意味もないよな、こ  
の約定書というのは。それをどないなつとんのとてんよ。

○廣内孝次委員長        産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）        それにつきましては、8月末また9月初めに今説明があ  
ったように入った分以外全部入ってませんので、弁護士と相談の上、今後のどうするかと  
いうことを検討しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、弁護士と相談の上と言うんならどんな相談しとんの。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 弁護士とは今後の指定管理に対しての約束を破ってますので、それに対してどういうふうな継続でなしにそういうことをしていくのかというのと、もう1つは今未納の分のお金をどうしていただくかということを検討しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 私ら普通に単純に考えた場合、弁護士に相談する相談せん前によ、連帯保証人ちゅう人が連帯しとんのでしょう。そこと話しするのが当たり前と違うの。そこで話して前向かんようになったときに、さあどないするかということはおもろもろよ。弁護士さんでも相談して考えていったらええと思うねんけど。約定書っちゅうのどない思って、これ紙に書いてぼいとほうり出してあってここに書いてあっても履行せなんたらどないしよって、ここに書いておることを市は履行せんとかあかの違うの。そんなんどっち向いて話ししよんの一体。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、その連帯保証人である方からの返済をしていただくということで、お願いはしておりますし、当然してもらわんことにはうちのほうもどうにもなりませんのでそれをしていくと、ただし、それと法的にどういうふうなその人からのお金をもらえるかということで弁護士さんと話をしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 連帯保証人さんはどない言うてますか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私のほうから説明しますが、結果的に皆さん方も御心配をさ

れているように、これはあくまでも株式会社と相手にしております。その株式会社は資産のない株式会社です。したがって支払われないということになってくると、こちらのほうとしても取りに行く手だてがないということになります。したがって約定書をつくって会社と連帯保証人としての社長、これは個人の資格で連帯保証をさせて印鑑証明つきで約定書をとっております。したがって今後、支払いができないので倒産するという話になってきましても、個人の連帯保証をとっておりますので今度は会社と個人が債務を負担していかなくちゃいかんということのために社長個人の連帯保証をとっております。まだ連帯保証をとっておる連帯保証人の資産等はつぶさには調べておりませんが、ある部分資産も持っておられるので、私どもとしては最後の手段は強制的な支払いを求めると言うことまで行かざるを得ないかなと思っておるわけです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、私もこの辺のところはどこまでがどうしていいんか、市として対応していいんかどうかわかりませんがね、使用料が正常に市のほうに入ってくる場合はどううちゅうことないんですが、こういうことになった場合、市は指定管理してる会社の財務内容までを見るということにはできないのですか、市は。こういう状況下においた場合、市は指定管理している会社の財務内容を見るということではできらんのですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） この間、商工観光課のほうからその財務内容が明らかになる決算書を皆さん方にも御説明をしたようでありますので、それが財務内容であったと思いません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それがあの場合には詳細にも聞いてないんですが、これも風評的な話なんですが、会社自身が納入業者とかそういう関係者に対しても未払いがあるようなことも聞くんですね。そういうことが仮に事実であった場合この納入業者が指定管理してある会社うちゅうのは後ろに市がバックにおるといような誤解もあったりか、そういうような状況下になってきた場合、その支払いを市のほうにまで言うてけえへんかという懸念もするわけですね。そういうことは指定管理してある制度をきちっと知っとけばそういうことはないんですが、そういうことになってきても困るんであって、そこらも市としてある程度こういう状況下ですので立ち入ったことまでよく調査していく必要があるんじゃないか

など思うんですね。このたびの東電の原発の被害の場合でも、国が東電の財務内容を十分調査して補償金の捻出するのに資産の切り売りをさすんでも、まだやり方が生ぬるいというように国が十分切り込んで行ってますよね。そういうようなことでこのような状況のときには市もある程度財務内容をしっかり把握してやっていきよらんと、ほかのほうにも迷惑が拡大して行った場合困るんじゃないのかなと心配もしてるとるんですね、ことが大きくなっていくということ。

市内業者を育成するというのも大事なんですが、引き延ばしすることによってことが大きくなってきて、今であったら背が立つのに引き延ばすことによってにっちもさっちもいかんような状況になり得るやいうこともあると思うんですよね。そこら、市あるいは担当部も十分考慮してやっていってもらわんと困ると思うんですよ。先送り先送りはええねんけど、先送りすることによって拡大していくようなことでは困るんでね、先送りしていくことによって小さくなっていくんなら、そらやむを得るところもあると思うんですが、そこら一体、担当部長はどんなように把握しておるんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほども申しましたように、弁護士なりとも相談して当然印部議員さんからも出た、当然僕らもそれは十分承知しております。ですから、それできるだけ後々の被害が少ないような手段を弁護士さんなりと相談しながら進めていきたいと考えております。実際進めております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 このことについては何ぼ言うても押し問答になるので、推移を見守っていきたいと思っておりますので、私はこれで終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに何か。  
長船委員。

○長船吉博委員 今、福良の海岸道で高潮対策で県が防潮堤をずっとやっておりますよね。その中でその高潮対策なんやけども、台風6号、12号に福良の仁尾のほうで床下浸水になっておりますよね。その原因は何かって言ったら排水路から潮が満ちてきて床下浸水等になるんですよね。その仁尾の排水路だけ福良の地域で水門とポンプ設備がないんですよね。これも早うから地元のほうからでもポンプをつけてほしいというふうな要望があったんですけども、それを県のほうにアピールはしてもらえておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長            管理課長。

○管理課長（和田幸三）            台風12号にときには委員も現場に駆けつけていただいて現状を把握していただいております。市の職員につきましても、備前町等の水中ポンプ設置の折に現場の状況を確認している状況です。過去からの要望につきましても県のほうへはお伝えしておりますけども、県の対応として全体的な話があっても緊急性の薄い所から全体の流れの中で事業を莫大な費用を掛けて高潮対策をやっているんですけども、どうもかみ合わせが悪い状況かと思っております。

県のほうへは今般、地元からの要望書も出ておりますので、そこら辺も踏まえまして実はこの20日に県との打ち合わせをする予定だったんですけども台風のほうで伸びております。県のほうでできる緊急性の工事、全体的な長期的な工事、それと市のできる範囲での住民の不安の解消に向けての工事等をどういう形で市のほうも対応できるのかということも県のほうとすり合わせて、住民の不安の解消を図りたいと考えております。ちょっと、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

○廣内孝次委員長            長船委員。

○長船吉博委員            やはり県もね、住民が困ってるそこを優先順位を早めるべきだと僕ら、思うんですよね。こんなまた不穏当な発言や言うて取り消されるかわからんけども、今福良の海岸道に防潮堤3.8メートルにずっと海岸道の横にしていますよね。みなあれなにしようのやと、こんな津波が来たらほんま当てになれへんねんから、これなんか花火を見るときの腰かけかいというようなやな住民もおるわけですよ。ですから、それだけ大きなお金かけるんだったらもっと住民が困ってる部分を優先的にやってもら、多分県としても工事するときには市とは多少の調整はされるんじゃないんですか。

○廣内孝次委員長            管理課長。

○管理課長（和田幸三）            県のほうへの要望につきましては、このたび改めてお伝えすると、それと県のほうとの今後の調整を図っていくかみ合わせの悪い部分について進捗を急ぐところ急がるところ、実際被害のあるところについて進捗を急いでいただくような話をするべく頑張っております。花火の台とかいうような言葉がございましたが、実際高潮対策として進めておりますので、想定される高潮に対する対応として長い間の期間をかけて福良の港湾の高潮対策を進める予定ではございます。津波対策ということで当然5.6とかいうような津波高に対応したものではありません。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それはよく理解しておるんです。私ごとであったかも知れませんが、9月10日に防災フォーラムを南淡公民館でしております。そのときに県民局長も来てくれておりました。県民局長に原自治会長、それと仁尾の鳥取自治会長と僕とでこの部分をできるだけ先にやってほしいということもお願いしてありますので、できたらその部分も含めて県と交渉していただきたいなと思ってますので、そこをよろしく願いして終わるときです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 このたびの台風15号の関係で実はきのう、おとついで賀集の野田から福井へ向けていく道があるんですが、そこには生子川という所がありまして、その生子川に並走して市道があるんです。それでそこに下水管を布設してあるわけですが、このたびの台風の水の影響であろうと思うんですが、陥没したわけですね。陥没したんですがこれに下水道部、今言うたところで場所の推定ができますかね、その下水の布設工事は何年ぐらいにされたかわかります。

○廣内孝次委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 今年度施工いたしております。

○印部久信委員 今年度、野田の理研の手前から左側にずっと上がって、今年度。

それが陥没したわけですね。私もちょうど現場へ雨の最中、えらいことになるとるいうことで行ったんですが、それがしばらくずっとおりますとアスファルトの道が下がっていきよる感じを受けよったと思ったらどどんと陥没して、陥没したる所は幅1.5メートルの長さ3メートルぐらいですけど、2、30メートルこうどうも見とったらアスファルトが下がっていつかこれは落ちるなというような感じを受けたんですが、課長、水害の影響やと思うんですが事故の原因ですね、してまだ1年そこそこのものが陥没するというのは雨降って陥没するんか、横の川の何かの作用で陥没するんか詳しくでのうていいんですけど、大体どういう理屈であんなものが陥没するんですか。

○廣内孝次委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） 私の方も現場には行ってまいりました。それで原因としてはやはり大水っていうようなこともありまして、下の横の川の流れによって底がえぐられておると、それで実際のところ、そのブロックの基礎が今壊れているような状況にございます。それらが壊れたもんですから後ろのグリ石とか埋め戻しの土砂そのものが川のほうへ引っ張られたと、そういった形でちょうどブロックの後ろが空洞というような格好になってます。それでやはり下水の工事云々というようなことではないように思います。

それと復旧につきましては至急しなければならぬように私ども感じております。とりあえず応急な措置としまして、グリ石等で埋め戻しを今現在しております。しかしながら通行にはやはり支障を来しておるのは事実です。それで一応片側的な通行で今のところは通行しているというような状況にございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 管自身には影響は全くないんですか。

○廣内孝次委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） ちょうど下水道課の職員とも行っったんですけれど、砂巻とかいうもんがございましてマンホールの数もかなりあります。そういった面では一応はやはり高さ的なもんは確認は試掘しての確認は必要かと思えます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはああいう状況になった場合は下水道部で布設したんですから、陥没したんはまた下水道課が修復するんですか。今度は違う所が修復するんですか、どこが修復するの。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 先ほど次長が言いましたように直接的な原因が河川の増水によるものでございまして、まだきのうの段階では河川の水位が高かったもんですから水が下がった時点で詳細に調査をして、応急的に工事をするか災害復旧事業にかけてやっていくかというようなことは検討したいなと、いずれにしても原因が河川増水によるものだところ想定されますので、その場合は建設課のほうで対応していきたいなと考えておりますけども。

○印部久信委員 終わります。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 農地水の向上対策、向上活動について今9月末めどに進めておいたと思うんですけど、今どういう状況でしょうか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 各活動組織から申し出をいただきまして、計画書を参考に現場も踏査をしまして選定作業を進めております。間もなく決定ということで各地区に御案内をしたいと思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 これについては今回応募してくれた所が対象で向こう5年間もし採択されればいけるわけですけども、予算ベースでは4割しかついてなったということで仮に今やってる共同活動の部分のものが23年度で終わると24年以降というのはこの向上活動だけになると、そうすれば現状の団体の4割程度の予算規模でしかずっとやっていけなくなるというふうに考えてるんですけども、そういう今状況なんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） これまでの説明の中では4割ということで説明をさせていただいてました。その後、県とも国のほうへ増額の要請をいたしまして最終的に3分の2程度の予算を確保できるということで、この議会にも補正予算を計上させていただいておりますけども、そういうことになっております。

もう1点の共同活動につきましては、最終年度ということで来年以降まだ情報が入っていませんけども国の概算要求も進んでおりますので、もうしばらくすれば方向性がわかってくるのかなと思っております。我々の個人的な感触なんですけども、何らかの形では継続をされると思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長　　今お聞きしますと今からまだ国が24年度の予算編成に向けて検討されると思うんですけども、仮に当初の方針どおりでいくと今、南あわじ市が80団体受けてる中で予算規模で3分の2程度に絞り込まれてしまって、共同活動自体はこの向上活動ではできないというふうになるかと思えます。今からの希望としてはぜひ、向上活動でもどっちでもええんですけども共同活動部分が残るような事業に変わってくれないかなというふうに思ってます。ぜひ、前にもお願いしましたけど委員会で発委を、意見書を出していただけたらと思います。以上です。

○廣内孝次委員長　　阿部議長。

○議長（阿部計一）　　印部議員の関連でお聞きしたいんですが、普通、社会通念上の一般社会では商いでは約束手形を使って今は景気が悪いですし、ほとんど約手を回しながらいただいたもんはそれなりの金利を払って割ってやりくりをしていくというのが常識ですわね。それで部長が印部議員に答弁されていましたが本人にも実印も印鑑証明ももうやってるというんですけども、この約束手形に類似したもんやと思うんですね。はっきり言って部長御存じですか、あそこの料理はサンライズから料理をして持ち運んで入りよると、これもまたある関係者から聞いた話ですけどね、事実ある議員の祝賀会で、私何でもにおう癖があるんですよ、そのときにも刺身がプンとほんとににおったんです。そりゃ何か古いほうがええや言う人もおりますけども、私は食べななんだですよ。事実そういうサンライズから料理を配達してきよるとというのが、まず1点それは事実ですか。そういうことはないんですか。

○廣内孝次委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）　　今、議長さんがおっしゃったように最近、ここ何カ月かはサンライズでつくったものをサイクリングに持ち込んだというのを聞いております。当然最初オープンしたときはサイクリングが始まったときは別にそういうことはなしにやってたんですが、ここ数カ月前からはそういう形だと聞いております。

○廣内孝次委員長　　阿部議長。

○議長（阿部計一）　　私は前やってた業者ともいろいろ指定管理がこっちになってから聞いたんですけどね、いろいろ、いきさつは聞いてます。けど、そういう中で前の業者もやりたかったという中で今回、今の業者がやっていると、執行部のほうは今の業者を信用されたんやと思うんですけどね、ただ、見よったらこの未収金が入らなったらやめてもら

おうとほんまに思うとんのか、あつちは足元を見とると思うんです、足元を。普通の会社であつたら倒産してます、はっきり言うて。約手なんか、うちらもずっと約手はやってますけど、ジャンプなんてそんなん、なかなかやってくれません。ということはそういうことを延ばし延ばししもってでも執行部はやらせたいと思とんのか、事実、そんな業者は要らんと。はっきり言ってやりたい人がおりますよ、おりますけどもそんなふうにしてんのかね、思てるんであれば約束手形をきっちりとして手形をいただいとくと、それでジャンプ以上はだめやと言うんであればその違う業者に任すというような形がベターやと思うねんけども、執行部はほんまにやめてほしいというような気持ちがあるんですか。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 8 分)

(再開 午後 1 時 5 2 分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。  
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今後どうするか、先ほども答弁いたしましたように弁護士なりと相談しながら決定していきたいと思ってます。

○廣内孝次委員長 ほかに何か。  
砂田委員。

○砂田杲洋委員 はよ終わらんなと思てんけど6分か7分あるので、きのう丸山の人が3人ほどうちに来たんですけども、今回の災害で電柱が2、3本倒れたおかげでテレビがずっと映らなんだということで、まあケーブルテレビやけど、子供は学校休みやしどっかに連れていきたいけど、どっこも出られへんし、テレビも見られんし、えらいこっちゃと、電柱2、3本倒れただけでテレビずっと映らんようなことあつたらぐあい悪いと、なんか対策考えてくれとかいいよんけど予備回線をしとくとか何とか、そんなことはできらんのかな、どないかな。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ほんとに丸山地域や灘、沼島の人には申しわけないと思いま

す。テレビなんかもあの線でいっとるんで今おっしゃられるような現実なんです。ですから何かほかの手だてがないかという話も今しております。灘、沼島は阿万のほうからいくやつが切れても洲本からつなぐようにはやっておりますんで、これ間もなくことにできるんです。

丸山については阿那賀にはいっとるんですけど、丸山はこっちからいっとると。そういうこと考えて一遍恒久的な復旧が決まったら、阿那賀のほうから回すことも考えておかなあかんかなということ、現場に入って業者の方が調べていただけてますんで、可能であればそういうことも含めて今検討してます。

○砂田杲洋委員           よろしく検討してええように善処してください。終わります。

○廣内孝次委員長       ほかに何か。  
長船委員。

○長船吉博委員       ファームパークのことで聞きたいんやけども、元従業員で4月から第三セクターで働く30人の方が一応未払い賃金提訴をしております。なぜ、まあこのような時期に元従業員が提訴するのかなと思うんですけども、この元従業員から社長として相談は受けられたんでしょうか。

○廣内孝次委員長       暫時休憩します。

(休憩 午後1時55分)

(再開 午後1時59分)

○廣内孝次委員長       再開いたします。  
副市長。

○副市長(川野四朗)       私は関与いたしておりませんので、わかりません。

○廣内孝次委員長       ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長       それでは最後、副委員長。

○原口育大副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 台風15号で大変水が出ましてコンバイン等のわらのごみですね、大変下流のほうへ流れていて困るという話を聞いておりますので、その点に関しまして何か対策を考えておられるか、お尋ねします。

○原口育大副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 下流域の西淡地域のほうにはかなりの今おっしゃっていたいなわらが流れてきております。河川なり市道に流れてきているものについては、こちらのほうで処理を考えております。ただ、撤去はできてもその後の処分がちょっと頭を悩ませておりまして、過去の例でしたらその引き取り手がかなりあるとかいうようなことも聞いておりますので、今そう言った方を探しております。またそれ以上にある場合は処分にいろいろな方面に相談しているところでございます。

○廣内孝次委員長 副委員長。

○原口育大副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 コンバインで切り刻んだやつに関しては恐らく引き取り手が少ないと思うんですわ。現状は1カ所に集積するなごう堆積しているような状態です。燃やせたらええような感じも思うんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○原口育大副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） それについては建設課のほうでは何とも言えませんが、これは公共的には燃やすということはまず無理だと思います。

○原口育大副委員長 委員長。

○廣内孝次委員長 個人の田とか土地に流れ着いたわらが多いわけですね。その点やはり焼却場で焼かせていただくか何らかの市としての対策を考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうかね。担当課がおりませんので、どなたか。

○原口育大副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） それは先ほど言いましたように建設課なり私どもで対応できる分と、それ以外の分についてはまた相談をしてやっていきたいと思えます。

○廣内孝次委員長 よろしくお願ひします。

それでは最後に原口委員からの意見書を出すか出さへんか、それについて意見を。

（「取り上げません」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 農地水の事業の継続を求める意見書です。よろしいですか。それでは委員会では取り上げないということにいたします。

それでは、執行部からの報告事項がありましたらお願ひします。

都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 失礼します。ただいま本委員会におきまして御決定をいただきました福良地区の市営住宅建築工事の施工に際する安全祈願祭の開催についてお知らせをさせていただきます。日時は本年10月5日水曜日9時から、場所は建築場所でございます福良丙22-1旧福良中学校グラウンド跡地で計画をしております。本来ですと契約の締結の議決をいただいてから御案内をすべきこととは存じますが、できる限り早期に着工すべく勝手ながら準備を進めておまして、議会最終日の27日からですと一週間程度と期間が短いため本日日程のお知らせをさせていただきます、議会議決いただいた後、改めて御案内を予定しております。どうぞ御了承いただきますようお願いを申し上げます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

それでは慎重審議長い時間ありがとうございました。

これで産業建設常任委員会を閉会いたします。

（閉会 午後 2時03分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年9月22日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次